

第5回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日（水）午後1時30分

2. 場所 大樹町経済センター多目的ホール

3. 出席委員 18名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔	15	今村 昭仁
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第54号	買受適格証明願いについて
日程第3	議案第55号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第4	議案第55号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田局長、井本主任主査、高橋主査

7. 閉会時間 午後 2時18分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、第5回大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、9番・辻本一夫委員、10番・向井良治委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第54号、買受適格証明願いについての件を議題といたします 提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第54号、買受適格証明願いについての提案説明申し上げます。</p> <p>農地の競売・公売に参加する場合、農地を取得できない者が買受人になるいわゆる農業者以外が買受者になるのを未然に防止するため、買受適格証明書の添付が必要とされております。</p> <p>この買受適格証明書の申請を競売等のある農地の所在する農業委員会に行い申請を受けた農業委員会は、総会に諮り、審議し、証明書を発行することとなっております。</p> <p>今回、相川地区にある農地や山林など、2つに分けて競売となり、11月26日から12月3日までの期間、裁判所で入札期間を迎えることから、競売案件2つの内1つの競売に参加するため、町内の農業者1件、町外の農業者1件より、買受適格証明書の交付申請がありました。</p> <p>申請者が買受適格者であるかの判断基準は、農地法第3条第1項の許可申請の判断基準と同様となっております。</p>

	<p>なお、競売にて買受者が決定した後、農地法第3条第1項の許可申請を受けた場合、今回の買受適格証明書の発行をもって、農地法第3条第1項の許可は総会に諮らず、許可書を交付することと定められております。</p> <p>農地法第3条第1項を許可した件につきましては、許可日以降の総会の業務報告で事後報告させていただきます。</p> <p>長い説明となりましたが、今回は町内の農業者1件と町外で十勝管内で営農する農業者1件の計2件より申請がありましたので、申請者それぞれの証明書交付の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。はい、片岡委員</p>
片岡委員	<p>町外の方の採草及び申請理由について、糞尿処理とあるが、気になるのですが具体的にどういったことなのでしょう。</p>
議長	<p>事務局で説明願ひます。</p>
吉田局長	<p>主には草地、山林も含まれていますが、その中に原野が1筆ございまして、（氏名）が使用しているシートラグーンがあります。</p> <p>そう言ったことから申請理由にあるかと思われます。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p>
片岡委員	<p>はい わかりました。</p>
議長	<p>その他に質疑ありませんか</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします</p> <p>これより議案第54号、買受適格証明願いについて申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、証明書を交付することにご異議ありませんか</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号2番を説明)</p> <p>なお、買受適格証明の可否を決定する基準は、農地法第3条の許可申請書の審査基準と同様でありますので、次のページに農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることが出来ない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、次のページに当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に申請番号2番については、町外の農業者からの申請のため、買受適格者であるかは、農地委員会に付託されておりますので農地委員会から報告をお願いします。</p> <p>農地委員会 竹内稔委員長より報告願います。</p>
竹内委員	<p>買受適格証明願いについて、20日に農地委員会を開きまして、そこで検討してもらいました。</p> <p>(氏名)は、(氏名)の後見人のような感じでございまして、すべての経営から従業員まで、管理をしている状態のようであります。</p> <p>申請地については、(氏名)については、(地名)に本社があるそうです。</p> <p>全国的には、約30,000頭の肉牛を飼っているそうで、この手元の書類は、管</p>

	<p>内の規模の状態のものです。</p> <p>あと、運輸会社が基本のようです。</p> <p>(地 名)と(地 名)に牧場があり、営農をしっかりとされているようです。</p> <p>今回は、競売と言う事で農業委員会としてどうこう言える部分が非常に少ない限られる少しでも高い金額に落ちるのが原則ですから、我々がどうこうできるものではないかと思えます。</p> <p>今回、申請を受けると言う事はやぶさかではないとの考えでございます。</p> <p>以上で、先日の農地委員会開催し判断をした結論でございます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第54号、買受適格証明願いについて、申請番号2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、証明書を交付することにご異議ありませんか</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第55号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第55号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定</p>

	<p>められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断し、申請の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます農地法第3条第1項の規定による許可については、1件でございます。</p> <p>内容は、更生地区において、3名で共有する農地を町内の農業者が取得するものです。</p> <p>今回は共有者である2名の方から土地の所有権5分の3を取得し、残りの共有者1名の持ち分5分の2は、その共有者が既にお亡くなりで、相続手続きが複雑化していると聞き取りしており、先に整理のつく分だけ、売買による所有権移転を行うための申請となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>次のページに、農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>更生地区、原口武実委員から報告願います。</p>
原口委員	<p>譲受人の希望による所有権移転の案件であります。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>なお、申請地の所有権移転については、土地所有者3名のうち2名の方から</p>

	<p>持ち分5分の3の権利は譲受人が取得し、残りの持ち分5分の2についても、相続関係が解決した際には、譲受人が取得することになっております。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第55号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。</p> <p>農用地利用集積計画は、農業委員会等による農地利用調整の結果を取りまとめて、市町村が作成するものとされております。</p> <p>ほとんどの自治体では、農業委員会が町から事務委任を受けており、集積計画の作成の事務は、農業委員会で行っております。</p> <p>当町も同様でございます。</p> <p>農地の貸し手と借り手、もしくは農地の売り手と買い手で対象となる農地の地番や面積、賃料や賃借期間、所有権移転の場合は、売買価格などを計画に定</p>

	<p>めて公告することで、契約書の代わりとなり、農地法第3条の許可を受けることなく利用権設定や所有権移転などの効果が発生するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は4件でございます。</p> <p>内容は、所有権移転、北海道農業公社の合理化事業に伴う賃貸借、新規賃貸借及び更新の賃貸借、それぞれ各1件の計4件でございます。</p> <p>以上につきまして、申請内容の可否について審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、あっせん班より調査報告を求めます。</p> <p>第4班・班長、吉田義明委員から報告願います。</p>
吉田(義)委員	<p>地区委員を通じて石坂地区の農事組合に周知し売買公募をおこないました。</p> <p>買受者、あっせん希望者の(氏名)に会議で決定しました。</p> <p>この当地については、狭小で不整形であります。買受者の土地に挟まれた畑であり取得することにより、一体的になり農作業の効率化が図られるようになります。</p> <p>単価につきましては、過去の売買実例から単価を設定し、(氏名)の畑は、総額(金額)円で、あっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>猪飼敬司委員は、農委法第三十一条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p> <p>～猪飼委員退席～</p> <p>それでは、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号2番を説明)</p> <p>申請番号2番につきまして、次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>申請番2番については、合理化事業により北海道農業公社が買い受けた土地を、買い受け予定者へ賃貸借する案件のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは、申請番号3番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号3番を説明)</p> <p>申請番号3番につきまして、次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に地区担当委員より報告を求めます。萌和地区 片岡文洋委員より報告を求めます。</p>
片岡委員	<p>農用地利用集積により、今まで(氏名)と(氏名)が7ヵ月間の賃貸借を行っていた農地でありましたが、一部新規に賃貸借する農地があり、新たに農用地利用集積の申し出がありましたので、地区に周知し、(氏名)といたしました。</p> <p>賃貸借期間は1年間とし、賃貸料については、周辺農地の価格などを参考に両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

	はい 太田福司委員
太田(福)委員	(氏名)の(畑)116,284㎡を(氏名)に貸すということですが、その代替え地の見込みはあるのでしょうか。
片岡委員	代替え地はありません。 ビートの耕作のために短期間で切り替えをしてまた直ぐにと言う事です。
太田(福)委員	(氏名)と(法人名)との契約はないということなののでしょうか。
片岡委員	そういうことです。
議長	その他、質疑ありませんか (質疑なし) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号3番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。
吉田局長	次の案件につきましては、穀内和夫会長が除斥の対象となりますので、本案件の議事進行については、原口武実会長職務代理者をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 ～穀内会長退席～
議長代理	穀内会長が、(法人名)の代表者であることから、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。

	<p>それでは、申請番号4番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号4番を説明)</p> <p>申請番号4番につきまして、次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長代理	<p>内容の説明が終わりました。申請番号4番については、賃貸借の更新のため地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
議長	<p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
吉田局長	<p>次回の総会につきましては、12月17日木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第5回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

